



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年6月1日木曜日 第1764号外3

◇ 目 次 ◇ 訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令..... 1

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「11の部」を「12の部」に、「2の項第8号の危険な動物等」を「2の項第3号の特定動物等」に、「第9号」を「第4号」に改める。

別表生活衛生課の表12の部1の項(8)事項の欄中「第25条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項(8)を同項(9)とし、同項(7)同欄中「第24条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項(7)を同項(8)とし、同項(6)同欄中「第23条」を「第17条」に改め、同項(6)を同項(7)とし、同項(5)同欄中「第21条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項(5)を同項(6)とし、同項(4)同欄中「第21条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項(4)を同項(5)とし、同項(3)同欄中「第19条第3項」を「第13条第3項」に改め、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)同欄中「危険な動物等」を「特定動物等」に、「第19条第2項」を「第13条第2項」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)同欄中「危険な動物等」を「特定動物等」に、「第18条の3第1項、第20条」を「第11条第1項、第14条」に改め、同項(1)を同項(2)とし、同項(2)の前に次のように加える。

(1) 報告の徴収及び立入検査（第33条第1項）		
--------------------------	--	--

別表生活衛生課の表12の部中1の項を2の項とし、2の項の前に次のように加える。

1 動物取扱業に関すること。		
(1) 報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）		

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2生活衛生課の表14の部1の項事項の欄中「第13条第2項」を「第24条第2項、第33条第2項」に改め、同表15の部1の項同欄中「第25条第2項」を「第19条第2項」に改める。

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第69号中「第13条第2項」を「第24条第2項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第70号中「第25条第2項」を「第19条第2項」に改める。

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事務」の下に「（松山市の区域における第1号から第16号まで、第19号から第26号まで及び第30号から第37号まで（第30号から第34号まで及び第36号については、特定動物に関する部分に限る。）に掲げる事務を含む。）」を加え、同条第1号中「）第8条第1項」を「。以下「法」という。）第10条第1項」に、「届出を受理する」を「登録（法第13条第1項の規定による更新の登録を含む。）をする」に改め、同条第2号中「動物の愛護及び管理に関する法律第9条第1項及び第2項」を「法第14条第1項及び第2項」に、「変更等」を「変更」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 法第15条の規定による動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。

第3条中第28号を第39号とし、同条第27号中「第11条の2」を「（平成13年愛媛県規則第21号）第12条」に改め、同号を同条第38号とし、同条第25号及び第26号を削り、同条第24号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第27条第3項」を「条例第21条第3項」に改め、同号を同条第37号とし、同条第23号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第1項」を「条例第19条第1項」に改め、同号を同条第36号とし、同条第22号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第24条第3項及び第4項」を「条例第18条第3項」に、「許可飼養者等」を「特定動物の所有者等」に、「措置の指導、勧告及び命令」を「措置命令」に改め、同号を同条第35号とし、同条第21号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項」を「条例第15条第1項」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同号を同条第34号とし、同条第20号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第20条」を「条例第14条」に、「第18条の3第3項」を「第11条第3項」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同号を同条第33号とし、同条第19号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第20条」を「条例第14条」に、「第18条の3第1項」を「第

11条第1項に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同号を同条第32号とし、同条第18号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項」を「条例第13条第2項」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同号を同条第31号とし、同条第17号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項」を「条例第13条第1項」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同号を同条第30号とし、同条第16号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の4」を「条例第12条」に改め、同号を同条第29号とし、同条第15号中「愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の3」を「条例第11条」に改め、同号を同条第28号とし、同条第14号中「第18条の2」を「(平成13年愛媛県条例第12号。以下「条例」という。)第10条」に改め、同号を同条第27号とし、同条第9号から第13号までを削り、同条第8号中「動物の愛護及び管理に関する法律第21条第1項」を「法第38条第1項」に改め、同号を同条第18号とし、同条の次に次の8号を加える。

- (19) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。)第2条第6項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証を再交付すること。
- (20) 省令第2条第8項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証の亡失の届出を受理すること。
- (21) 省令第2条第9項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証の返納を受理すること。
- (22) 省令第13条第10号の規定による管轄区域外の特定動物飼養者からの特定動物の飼養又は保管に係る通知を受理すること。
- (23) 省令第15条第6項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証を再交付すること。
- (24) 省令第15条第8項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の亡失の届出を受理すること。
- (25) 省令第15条第9項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納を受理すること。
- (26) 省令第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。

第3条第7号中「動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項」を「法第36条第1項」に改め、同号を同条第17号とし、同条第6号中「動物の愛護及び管理に関する法律第15条」を「法第25条」に改め、同号を同条第10号とし、同条の次に次の6号を加える。

- (11) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可をすること。
- (12) 法第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可をすること。
- (13) 法第28条第3項の規定による特定動物の飼養又は保

管の変更の届出を受理すること。

- (14) 法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消しをすること。
 - (15) 法第32条の規定による特定動物飼養者に対する特定動物の飼養又は保管の方法の改善等の措置命令をすること。
 - (16) 法第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- 第3条第5号中「動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項」を「法第24条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号中「動物の愛護及び管理に関する法律第12条」を「法第23条」に、「飼養施設の構造等」を「動物の管理の方法等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号の次に次の4号を加える。
- (4) 法第16条第1項の規定による動物取扱業の廃業等の届出を受理すること。
 - (5) 法第17条の規定による動物取扱業者の登録を抹消すること。
 - (6) 法第19条第1項の規定による動物取扱業者の登録の取消し等をすること。
 - (7) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修を行うこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。